

4－(1) 修正案の提出（条例・予算等の修正案） （規 17・法 115-2）

令和 3 年 9 月 1 日

（あて先）掛川市議会議長

発議者 掛川市議会議員 鈴木 久 裕



同 富 田 まゆみ



（議員定数の 12 分の 1 以上）

修正案の提出について

議案第 106 号（掛川市板沢財産区特別会計条例の制定について）及び議案第 107 号（掛川市板沢財産区運営基金条例の制定について）に対する修正案を、地方自治法第 15 条の 2 及び会議規則第 17 条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

両議案中、附則に規定する施行日について、「令和 4 年 4 月 1 日から」を「公布の日から」に改める。

